

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省 30-10)

施策名	目標 3-4 土壌環境の保全								
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>								
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	288	291	314	315			
		補正予算 (b)	0	0	0	0			
		繰越し等 (c)	0	0	0				
		合計 (a+b+c)	288	291	314				
執行額 (百万円)	267	266	286						
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画 (平成30年4月17日閣議決定)								
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率 (%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	74.5	91.5	89.3	86.1	集計中	100	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率 (%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
-		83.3	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約86%(平成29年度末)となっている。 なお、指示措置の実施率の算出に用いる指示措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%となった。							
	施策の分析	○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が適切に運用され、土壌汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壌汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に施行されたところ。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に進められるよう、支援が必要である。 ○生活環境等の保全に係るリスク管理については、土壌汚染対策での生活環境、生態系への影響を把握し、必要な対応を講ずる必要がある。							
	次期目標等への反映の方向性	○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき、引き続き環境リスクの適切な管理を確保を推進する。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策については、引き続き都道府県が指定するダイオキシン類対策地域において対策事業を実施する。 ○生活環境等の保全に係るリスク管理については、引き続き土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討を進める。							
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において、平成29年5月に公布された土壌汚染対策法の改正に伴う政省令事項を中心に議論が行われ、平成30年4月に中央環境審議会より「今後の土壌汚染対策の在り方について(第二次答申)」が答申されたところ。第二次答申を踏まえ、土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令等を平成30年9月に、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等を平成31年1月に公布し、同年4月に施行された。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省) 平成30年度 汚染土壌の処理等に関する検討調査業務(環境省) 平成30年度 生活環境等の保全に係るリスク管理検討調査業務(環境省)								
担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上 勝 (土壌環境課長)	政策評価実施時期	令和2年8月				